

柳井市スポーツ大会等宿泊誘致事業

柳井市教育委員会では、スポーツによる交流人口の拡大及び地域の活性化を図るため、市内でスポーツ大会を開催する場合、大会に参加し市内に宿泊する団体に、宿泊に要する経費を補助します。

○補助の対象者

- ①就学者（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校及び特別支援学校その他これらに準ずる学校等の児童、生徒及び学生をいう。）
- ②顧問、監督、コーチ、マネージャー等の引率者

○補助の対象事業

- ①柳井市体育協会加盟団体の種目、山口国体・山口大会において開催された種目
- ②柳井市とスポーツ協定を締結している団体の運動部の活動種目
- ③市長が特に認める種目に係るスポーツ大会等

で、次のいずれにも該当するもの

- ・開催場所が市内又は市内が中心である。
- ・主催者が市内に所在する団体又は市長が適当と認める組織
- ・山口県を含む3都道府県以上から参加団体がある。
- ・営利を目的とするものでない。
- ・政治的又は宗教的活動を目的とするものでない。
- ・市内の宿泊施設で、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の許可を受けている施設。

学校教育施設に付随する宿泊施設
キャンプ場

- ・その他補助金の趣旨に合致しないと市長が認める施設
- ・その他市長が特に必要と認める条件に該当すること。

カッコ内の施設は不可



○補助金の額

補助対象者の延べ宿泊数に1,000円を乗じて得た額（就学者等人数×宿泊日数×1,000円）
※1参加団体につき10万円を限度

○利用の流れ

- (1)参加団体が「補助金交付申請書（第1号様式）」を提出
（補助対象事業の終了後10日以内に提出）

※添付書類

- ・参加報告書（第2号様式）
- ・宿泊者名簿（第3号様式）
- ・宿泊証明書（第4号様式）
- ・大会要項（主催者や会場、参加団体等がわかるもの）
- ・その他、市長が必要と認める書類



- (2)補助金交付決定及び額の確定（第5号様式）



- (3)補助金額の確定後、「請求書（第6号様式）」を市に提出し支払

（注）補助金は、申請団体の口座へ振り込みます。請求書の団体名、代表者名は申請書と同一をお願いします。また、請求書の振込先の口座名義は、単に個人の口座に振り込むことができませんので、申請団体の口座をご記入ください。



○問い合わせ

柳井市教育委員会 生涯学習・スポーツ推進課
TEL 22-2111 内線331